

麻疹・風しん（第２期）予防接種のお知らせ

お子さんが麻疹・風しん（第２期）予防接種の対象年齢になりましたので、お知らせします。

南箕輪村では、お子さんの体調に合わせて予防接種ができるよう、医療機関での個別接種で実施しています。予防接種の必要性や副反応について理解された上で、感染症予防のために接種をしていただきますようお願いいたします。

1. 接種場所 別紙「令和７年度 予防接種協力医療機関一覧表」のとおり
※事前に医療機関に予約をしてください。
2. 回数 １回
3. 接種期間 ５歳から７歳未満で、小学校就学前の一年間
(令和８年３月３１日まで)
4. 費用 無料
※キャンセルの場合、キャンセル料（ワクチン代など）が発生する可能性があります。
※対象年齢を過ぎると、全額自費となります。
5. 持ち物 予診票 ・ 母子健康手帳

注意事項

1. 通知等をお読みいただき、予防接種の必要性や副反応について理解されてから接種してください。
2. 予診票は医師への大切な情報ですので、責任を持って記入してください。
3. 当日はお子さんの様子をよく観察し、体調が悪い時は無理をせずやめておきましょう。お子さんの日頃の様子ที่わかる保護者の方が医療機関に連れて行くようにしましょう。
4. 異なった種類の「注射の生ワクチン」間の予防接種は、27日以上の間隔をあけて接種しましょう。
5. 村から転出後は、村発行の予診票は使用できなくなりますので、ご注意ください。

異なった種類のワクチンを接種する際の接種間隔

ワクチンには「生ワクチン」（BCG、水痘、麻疹風しん、おたふくかぜ、ロタウイルスなど）と「不活化ワクチン」（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、5種混合など）があり、この中で異なった「注射の生ワクチン」間のみ、接種した日の翌日から27日以上の間隔をあげなければ、予防接種ができません。その他のワクチンについては接種間隔の制限はなく、接種した日の翌日以降に予防接種を受けることができます。

予防接種を受けることができない場合

1. 明らかに発熱している。（通常37度5分以上）
2. 重篤な急性疾患にかかっている。
3. 予防接種によってアナフィラキシー（接種後、30分以内に起こる重篤なアレルギー反応）を起こしたことがある。
4. 医師が予防接種をするのは適当ではないと判断した。

予防接種を受ける際に医師とよく相談しなければならない場合

1. 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気、発育障がいなどで治療を受けている。
2. 予防接種後2日以内に発熱及び全身性の発しんなどアレルギーを疑う症状がみられた。
3. 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある。
4. 過去に免疫の検査をして異常を指摘されたことがある。近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
5. 接種しようとする接種液に対し、アレルギー反応を起こす恐れがある。

予防接種を受けた後の注意事項

1. 予防接種の種類によってアレルギー反応を起こすこともあります。接種後30分間は接種した医療機関でお子さんの様子を注意深く観察するか、医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
2. 入浴は差しつかえありませんが、注射した部位をこすらないようにしましょう。
3. 接種当日の激しい運動を避けましょう。
4. 接種後に、高熱やけいれんなどの異常が出た場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

麻疹について

麻疹ウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気です。主な症状は発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹です。最初の3～4日は38度前後の熱が出て、一時おさまりかけたかと思うと、また39～40度の高熱と発疹が出ます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消えます。しばらくは色素沈着が残ります。主な合併症として、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風疹について

風疹ウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽い風邪の症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹が主な症状としてみられます。このほかに、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間で治るので、「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、肺炎などが報告されています。大人になってかかると重症になります。

妊娠初期の女性が風疹にかかると、「先天性風疹症候群」という病気により、目が見えにくい、難聴、心臓の奇形などの障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性が高くなります。

副反応について

主なものは発熱と発疹です。他の副反応として、注射部位が赤くなる、はれ、しこり、じんましん、リンパ節腫脹、関節痛、熱性けいれんなどがあります。これまでの麻疹、風疹ワクチンの副反応のデータから、まれにアナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどの副反応が見られる可能性があります。

健康被害救済制度について

予防接種法に基づく予防接種により重い疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等が行われます。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を設定したものに限りま



【お問い合わせ先】

南箕輪村役場 こども課 母子保健係

TEL : 0265-98-8310